

岡山海区漁業調整委員会指示令和4年度第5号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、水産動物の繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和4年8月9日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

1 禁止する水産動物の種類

特定水産動物（がざみ）

2 禁止する漁法

全ての漁法

3 禁止区域

浅口市寄島町東安倉地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 浅口市と倉敷市の境界に設置した標柱の位置から真方位315度 30メートルの点

点イ 点アから真方位161度 450メートルの点

点ウ 点エから真方位161度 400メートルの点

点エ 浅口市寄島町寄島漁港東安倉防波堤基部に設置した標柱の位置

4 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

5 指示の有効期間

令和4年9月1日から令和8年12月31日まで

